改正後	改正前
品にあっては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法） ［一　略］ 三　表示を当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によって当該適合表示端末機器を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法 3　第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により特定端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。 **様式第7号**（第10条、第22条、第29条及び第38条関係） 表示は、次の様式に記号Ⓐ及び技術基準適合認定番号又は記号Ⓣ及び設計認証番号を付加したものとする。 ［様式略］ 注1　大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。 ［2～4　略］ **様式第14号**（第43条関係） 表示は、次の様式に記号Ⓣ及び識別番号を付加したものとする。 ［様式略］ 注1　大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。 ［2～4　略］	ては、当該製品に付属する取扱説明書及び包装又は容器の見やすい箇所に付す方法） ［一　同上］ ［新設］ 3　第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により特定端末機器又は適合表示端末機器を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によって表示を付した旨及び当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定端末機器又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。 **様式第7号**（第10条、第22条、第29条及び第38条関係） ［同左］ ［様式同左］ 注1　大きさは、直径3ミリメートル以上であること。 ［2～4　同左］ **様式第14号**（第43条関係） ［同左］ ［様式同左］ 注1　大きさは、直径3ミリメートル以上であること。 ［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月八日

総務大臣　石田　真敏

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（表示） **第八条**　法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。 ［一・二　略］ 三　様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法（ただし、当該特定無線設備の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。） 2　法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。 ［一・二　略］ 三　表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示	（表示） **第八条**　［同上］ ［一・二　同上］ ［新設］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ ［新設］